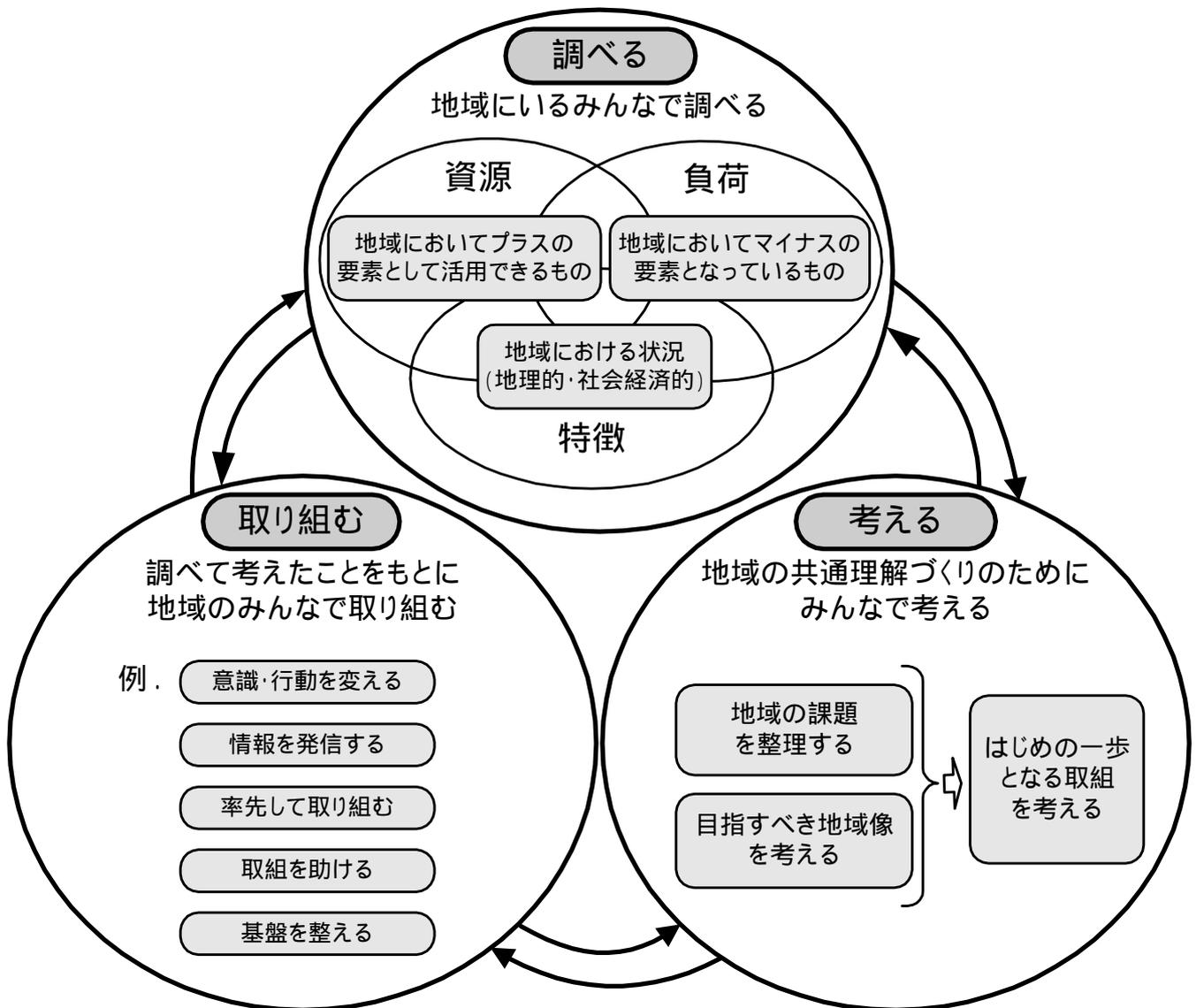


(2) はじめの一步

❖ まず、みんなで、身近なことからはじめましょう

- 「調べる」「考える」「取り組む」のサイクルを繰り返していくイメージで、個別の取組から進めていきましょう。
- はじめるときには、地域ですで行われている取組をよく調べましょう。
- 取組を進めるには、複数の主体で（特に、行政だけが単独で進めるのではなく）協力・連携することが重要です。



調べる

みんなで調べる、地域を歩く、話し合う

- 地域をくまなく歩き、地域の人々と話し合ってみましょう。地域ならではの特徴、活用できる地域資源、地域の環境が抱える課題、が見つかるはずです。
- ワークショップや自然観察会、NPOなどの民間団体や学校との協力などを通じて、地域の環境に興味を持つ人たちを増やしてください。地域の主体が自ら調べることが重要です。
- 地域の環境に詳しい方を探しだし、協力をお願いすることも大切です。

特徴（地域の状況）を調べる

地域における状況（地理的・社会経済的）を、行政、住民、事業者、民間団体が協力し、自分たちの目で地域の環境を調べることが大切です。なるべくたくさんの人たちに加わってもらいましょう。

地域の環境にかかわる施設、設備（例えば、ゴミ焼却場、リサイクル施設、自然観察フィールドなど）を見学するのもよいでしょう。

【事例1】長野県飯田市 環境チェッカー制度

身近な環境調査と意見聴取を目的として「環境調査員（環境チェッカー）」を、行政区ごとの小中学校生徒各2名、地区推薦各2名、一般公募30名に委嘱しました。「指標生物の調査」や「将来に残したい自然や景観の調査」などを依頼しています。環境基本計画の資料としても活用されています。岐阜県高山市、福井県武生市などでも同様の取組があります。

参考：<http://www.city.iida.nagano.jp/kankyo/hourei/law/f1.htm>

高橋秀行(2000)「市民主体の環境政策上・下」(公人社)

資源（プラスの要素）を調べる

地域の環境を、地域づくりに活用できる資源という見方でみてください。これまで活用されていなかった地域資源が見つかるはずです。

【事例2】インターネット自然研究所 - 全国を対象とした参加型の生き物調査 -

自然環境についての情報提供や参加型の生き物調査などを行っている環境省が作成したウェブサイトです。例えば、「四季のいきもの前線調査」では、日本全国から寄せられた開花や紅葉の情報に基づいて、四季のいきもの前線が地図上に表示されています。それぞれの地域の自然の調査の方法の参考となる情報があります。

参考：<http://www.sizenken.biodic.go.jp/>

負荷（マイナスの要素）を調べる

地域にどのような環境問題があるか、問題の状況はどうなっているのか、また、環境問題の原因を調べてみましょう。原因を具体的に把握することが大切です。

例えば、ゴミ問題であれば家庭から出るゴミの種類と量を把握してみましょう。

【事例3】こどもエコクラブ - 小中学生の環境調査 -

こどもエコクラブは、環境省が中心となって進めている、地域のなかで環境に関して活動している全国の小・中学生のグループが参加するクラブです。全国で約 4,200 クラブ、75,000 人が登録しています。生き物調査、町のエコチェック、リサイクル活動など、各クラブが自主的に行う活動「エコロジカルあくしょん」と、「こどもエコクラブ」が提供する環境教育プログラム「エコロジカルとれーにんぐ」などの取組があります。

参考：<http://www.env.go.jp/kids/ecoclub/ecoclub/index.html>

<http://www.wnn.or.jp/wnn-jec/> 環境省「環境基本計画」付録9用語解説

地域の環境の調査方法

フィールドワーク

実際に現地に行って調べることをフィールドワークといいます。地図、ノート・筆記用具、方位磁針、カメラなど必要最小限のものを持ち、身軽な格好で地域をくまなく歩きましょう。「なんでもみてやろう」という気持ちで観察しましょう。ノートには「とき」「場所」「記録者」を必ず記録しましょう。写真も同様です。スケッチや地図を作成するのもよいでしょう。

インタビュー

地域の歴史、文化、環境に詳しい人に、インタビューをしてください。具体的な事実から一般的なものへと話題を展開すると聞き取りがスムーズに進むことが多いようです。その場では要点だけをメモして、なるべくその日のうちに別のノートに文章化しましょう。

ワークショップ・自然観察会

フィールドワークやインタビューは、行政担当者や専門家だけではなく、住民なども含めたワークショップ形式、自然観察会形式で行うことで、より多くの人々が地域の環境への理解を深めることができます。

環境マップの作成

フィールドワークやインタビューの成果を、環境マップにまとめましょう。環境マップにきまった作り方はありませんが、ワークショップに参加した人たちの発見を詳しく記録しましょう。今後の取組の基礎資料になります。

例えば、水俣市では、水がどこから来てどこに流れて行くのかを調べた「水の経路図」を作っています。市内 26 地区にある「寄り会」が各地区の水の行方を調べ、1/2500 の地図に記入し、それぞれを合わせると水俣全体の水の流れが完成するというしくみになっています。

<http://www.minamatacity.jp/kankyoutml/main/mizunokeirakuzu.htm>

考える

地域の共通理解づくりのために

- 地域づくりを進めるには、地域の人々の共通理解が必要です。
- 宣言、構想などで示す地域の将来像は、なるべくわかりやすい言葉で表現しましょう。いろいろな取組が連想できる言葉、さまざまな場面で使うことができる言葉がよいでしょう。
- 行政、住民、事業者、民間団体などがお互いに協力して、宣言、条例、構想、計画などを作り上げたり、実際の取組を進めることで、お互いの理解が深まります。

宣言・誓言

行政、住民、事業者、民間団体が協力して宣言を作成し、世の中に発表しましょう。また、行政とはかかわりなく、住民、事業者、民間団体などが自ら環境宣言を発表することもあります。

【事例1】鹿児島県加世田市 「サイクルシティかせだ」誓言

自転車を活用した町づくりのきっかけとするために、市、商工会議所、青年会議所、農協、婦人団体などが協力して「サイクルシティかせだ」を誓言しました。「誓言」をした時から取り組むことを誓うという意味で、「宣言」ではなく「誓言」としています。

参考：「資料編 事例集」

【事例2】宮崎県綾町 綾町憲章「自然生態系を生かし、育てる町にしよう」

綾町は、昭和58年に憲章「自然生態系を生かし、育てる町にしよう」を制定しました。その後、照葉樹林の保全、有機農業の振興、有機物のリサイクルなど、多様な取組が進められています。「綾町自然生態系農業の推進に関する条例」は、この憲章の精神に従って制定されています。

参考：「資料編 事例集」

条例・計画

環境基本条例、環境基本計画、アジェンダ21などの条例、計画には、地域の共通理解を作る役割もあります。

行政、住民、事業者、民間団体などが協力して、これらの条例、計画を作成することは、地域の共通理解が深まります。

「はじめの一步」の段階では、必ず条例、計画を作る必要はありませんが、先進事例の条例、計画などには、参考になる点が多くあります。

【事例3】大阪府豊中市 アジェンダ21の望ましい環境像のわかりやすい標語

地域から わがまちをよくする ころみを 皆で考え 行動するまち（市民参加）
生き物に 触れて驚き 感動し 人の心を 育てるまちに（環境学習）
次世代や 地球の未来を 考えて 暮らしや社会を 問い直すまち（地球環境）
孫や子に 住み良い社会を つなぐため エコシステムを 実行するまち（持続型社会）
省エネへ できることから 一歩ずつ もったいないと 皆が言うまち（省エネルギー）
限りある 資源の節約 推し進め 未来の産業 持続するまち（省資源）
車降り 歩いて楽し 散歩道 思わず寄り道 したくなるまち（交通）
陽の雨の 自然の恵み 大切に 普段のくらしに 役立てるまち（水資源）
夜空見て 胸いっぱい 深呼吸 星のきらめき 感動のまち（大気）
朝がたに 小鳥の声で 目が覚める いのちの営み 発見できるまち（自然との共存）
老婦人 川辺お散歩 睦まじく 緑いっぱい やすらぎのまち（人にやさしい）
いにしへの マチカネワニの ふるさとで 歴史の香り 感じられるまち（歴史環境）

参考：<http://www5b.biglobe.ne.jp/~toyonaka/index.htm>

高橋秀行(2000)「市民主体の環境政策上下」(公人社)

さまざまな主体の協力については、「つぎの一步 - それぞれの主体が信頼しあい協力する(パートナーシップ) - 」も参考にしてください。

取り組む＜意識・行動を変える＞

住民、事業者、民間団体に働きかける

- 「持続可能な地域づくり」を進めるには、行政、住民、事業者、民間団体のそれぞれが積極的に取り組むことが必要です。行政、住民、事業者の意識や行動を変えることが大切です。
- 「参加」してもらうことが、意識、行動を変えるよいチャンスです。住民参加を進めたり、他部署と共同で環境行政を進めることで、より多くの人に「参加」してもらうことが効果的です。

環境教育・学習

自然観察会、ワークショップなど地域の環境を知るための環境教育・学習の機会を作りましょう。また、環境リーダー講座や計画策定への住民参加などを通じて、住民、民間団体の活動の中心となる指導者の育成も重要です。

【事例1】ヌップク川（北海道帯広市） JICA 地域流域環境コース研修受け入れ

ヌップク川（北海道帯広市）では、「ヌップク川をきれいにする会」を中心とした草の根の河川環境保全の取組が進められ、現在では、JICA による研修員受入事業の地域流域環境コースを実施するまでに発展しています。地域内の人々の人材育成、環境教育にとどまらず、地域外の人々にも環境に関する人材育成の機会を提供しています。

参考：<http://tech.obihiro.ac.jp/~nuppuku/> 「資料編 事例集」

【事例2】京都府京都市

京のアジェンダ 21(環境にやさしい生活と事業活動の指針、パートナーシップ作りの指針)

京都の住民、事業者、民間団体が協力して作り上げた「京のアジェンダ 21」では、「環境にやさしい生活と事業活動の指針」(環境にやさしい生活、事業活動における省エネルギー・省資源、行政の事業や計画策定の方向性を示す)と、「パートナーシップ作りの指針」(市民、事業者、行政が協力を進めていく上での方向性)が示されています。

参考：<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/ma21f/>

P27「コラム 京(みやこ)のアジェンダ 21」,「資料編 事例集」

住民参加

環境に関する条例や計画策定、取り組みは、できる限り住民、事業者にも加わってもらい、部署横断的に進めましょう。協働することが、環境への意識を高める最良の機会です。また、環境教育・学習も、なるべく住民が自主的に進めるように、支援していきましょう。

【事例3】広島県太田川流域 住民ボランティア「水援隊」の支援

太田川流域市町村の協力組織である太田川流域振興交流会議は、地域の水質改善を目的とするボランティア組織「水援隊」の活動や、体験学習の核となる、体験学習指導者の養成を支援しています。

参考：<http://www.akinet.ne.jp/ota-gawa/> 「資料編 事例集」

さまざまな主体の協力については、「つぎの一步 - それぞれの主体が信頼しあい協力する(パートナーシップ) - 」も参考にしてください。

京（みやこ）のアジェンダ21

温暖化防止締約国の第3回会議（COP-3）が大きな契機となり、京都市は温暖化防止の計画づくりと実践行動に、他に先駆けて積極的に取り組んでいます。その中心的な組織が「京（みやこ）のアジェンダフォーラム」で、市民・事業者・行政などあらゆる主体が参加する活動基盤となっています。その発足は、まずCOP-3に合わせて検討の始まった「温暖化防止行動計画」の中で、その計画実施のための組織を設けることが謳われていたことから始まりました。その既定方針に従い、計画策定委員をコアに広く市民や事業者に呼びかける形で組織が拡大され、平成14年2月末現在の会員は個人253、法人・団体117となっています。

活動内容は当初から大きく5つの課題、たとえば「地球にやさしい交通体系の創出」、「エコ産業構造の形成」、「エコツーリズムの形成」などを掲げて、それぞれの課題の下に数多くのテーマが、様々な主体の自発的参加によって進められています。その財政基盤は主に市からの委託費と、会員からの会費および若干の寄付で支えられています。それによって、活動が財的支援を受けることで活発化し、また事務局体制が充実していることも、活動が目に見える成果を生み始めた要因です。

成果の中で、例えば「エコ産業プロジェクト」の一環としてスタートしたものに、京都市独自の環境認証制度、「京都スタンダード」があります。これは広く全国的な評価を得て、市外も含む多くの中小企業からの認証要請を受け、いまや独立採算事業として運営されるに至っています。また、エコ交通プロジェクトとして、公共交通への転換に向けた様々な活動が展開され、14年度にはLRT（Light Rail Transit）建設のための調査研究が始まりました。それ以外の分野でも市民、事業者と行政が様々な連携をとった活動が数多く実施されるに至り、全国他都市からもこのフォーラムの活動が注目され、その成立と運営のノウハウを知るために各地の自治体や市民グループからの問合せや見学が増えています。

（内藤正明 京都大学工学研究科教授）

取り組む〈情報を発信する〉

取組をわかりやすく、広く伝える

- 取組の内容や成果は、地域の人々の共通理解とし、さらに、地域の外へ積極的に伝えていきましょう。
- 取組を継続するには「やりがい」や「ほこり」が大切です。全国で認められた、取組をきっかけとして地域の外から多くの人たちが視察に来る、といったことが励みになります。

イベントの開催

地域の人々が協力して手作りのイベントを開催することで、共通理解が深まります。もちろん、地域の外への情報発信にもなります。

【事例1】岡山県美星町 美星天文台の建設、星降る夜（天文観察イベント）

美しい空、星をテーマとして地域おこしを進める岡山県美星町では、シンボルとなる施設として美星天文台を設置し、これを利用した天文観察をテーマとしたイベントを行うことで、美しい空を守る地域づくりを進めていることをPRしています。

参考：<http://www.town.bisei.okayama.jp/bao/index.html> 「資料編 事例集」

シンボルとなる施設の整備

取組のシンボルとなる施設の整備も、共通理解を深めるために有効です。

【事例2】東京都墨田区 - 路地尊の設置、雨水資料館の整備

雨水利用による都市の水循環の再生を進めている東京都墨田区では、路地に設置する雨水タンクを開発し、路地尊（ろじそん）と命名して地域のポケットパークなどに置き、地域の雨水利用のシンボルとしています。また、雨水資料館を整備し、雨水利用について情報発信を進めています。

参考：http://www.rain-water.org/index_j.html, <http://www.rain-water.org/rojison.html>

「資料編 事例集」

表彰・受賞、コンテストへの応募

環境省「アメニティあふれるまちづくり表彰」など、持続可能な地域づくりに関係のある表彰、コンテストに応募することで、地域の住民の理解が深まり、「ほこり」を得られるとともに、全国に向けて取り組みを情報発信することができます。

【事例3】宮崎県綾町 コンテストなどへの積極的な参加

綾町は、持続可能な地域づくりの成果を、積極的に情報発信するために、多くのコンテストに応募しています。現在では、全国的に著名な存在になっています。

<主な受賞>

「水源の森百選」、「水の郷」認定、「名水百選 [綾川湧水群]」、「日本一星の見える町」、「星空のまち[スターウォッチング]」、「朝日森林文化賞」、「環境保全型農業保全型農業推進コンクール大賞」、「農村アメニティコンクール優良賞」、「アメニティあふれるまちづくり表彰」

参考：<http://www.miyazaki-nw.or.jp/ayatown/jusho.html> 「資料編 事例集」

アメニティあふれるまちづくり表彰

アメニティ(Amenity)とは、一般に「快適な環境」と訳され、私たちの身近な生活環境を構成している様々な要素（自然や伝統など）が、互いに絡み合い、その中で生活している人間との間に真の調和が保たれている場合に感じる「好ましい」とか「心地よい」といった感覚を示す言葉です。

環境省では、アメニティあふれるまちづくりに関し、特に顕著な実績を上げている市区町村の功績をたたえ表彰することで、当該地方公共団体がアメニティあふれるまちづくりに取り組む上での励みとしていただくとともに、他の地方公共団体の模範となるよう、平成2年度より「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」が実施されています（平成13年度までに67団体が受賞）。

選考にあたっては、施設整備などのハード面の施策ばかりではなく、地域住民と一体となった快適な環境づくりといったソフト面での施策を同時に進めていくことが重要であることから、ハード面とソフト面を総合的に勘案することとされています。

過去の受賞団体には、自然的・歴史的資源に恵まれたところばかりでなく、住民が地域独自の資源を積極的に発見し、それを活用してまちづくりを展開しているところも多くあります。

こうした住民発意・参加によるアメニティあふれるまちづくりは、地球温暖化や廃棄物問題など私たちの日々の活動に起因する環境問題の解決に向けて、国民や事業者、民間団体そして地方公共団体が「協働」して取り組む枠組みを形成するものであり、持続可能な社会の構築に向けた重要な一歩として期待されています。

取り組む<率先して取り組む>

行政があるべき姿を示す、行政から取り組む

- 行政がまず率先して取り組むことが、他の主体の取組を進めるきっかけとなります。
- 取組を地域に拡げることが目的ですから、行政の自己満足に終わらせず、積極的に地域全体へ拡げていくことが大切です。

行政の率先行動

行政が自ら率先して「持続可能な地域づくり」に取り組むことで、住民、事業者、民間団体の取組のきっかけになります。また、行政自身が環境配慮に関するノウハウを得ることができます。

【事例1】埼玉県川越市 1%節電プラス1(ワン)運動

「無理なく、抵抗なく、自然体で」をモットーに、電力消費量を1%減らすことを目標とし、業務に支障のない範囲で出来るだけの節約を行う「1%節電プラスワン運動」を進めています。運動によって削減した費用を住宅用太陽光発電システム装置の補助費などに当てています。

参考：<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/KANKYO/ondanka/ondanka1.htm>

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/KANKYO/setuden12.htm> 「資料編 事例集」

【事例2】事例多数 ISO14001 認証の取得

地方自治体においても環境マネジメントシステム ISO14001 認証の取得が進んでいます。これも、行政の率先的な行動のひとつといえます。

先進的な取組

行政自ら先進的な取組を進め、住民、事業者などに技術やノウハウを提供している事例もあります。国などが実施するモデル事業や実験を受け入れることで、先進的な取組を実現できることもあります。

【事例3】山形県立川町 風力発電実用化実験など

風をテーマに地域づくりを進めている立川町は、1980年代に科学技術庁の風力発電の実験事業を受け入れました。この実験では、実用化に至りませんでした。しかし、この実験が一つの基礎となり、現在では立川町が出資する第三セクターなどによって風力発電事業が実現しています。

参考：<http://www.town.tachikawa.yamagata.jp/windome/> 「資料編 事例集」

環境と人間社会の関係

大学生に「環境と社会」という科目を講義して6年目を迎えました。この講義の初回に「環境と人間社会の関係」を話すことにしています。「火の使用、次いで農耕を開始したことが、人が今日のように環境に大きな影響を与える端緒となったのではないか。」と話を始めます。

さらに話を進めて、最近の数百年間に農耕地が数倍に拡大して今日のように陸地の約10%を占めるに至ったこと、また、同時に森林約10億haが失われたこと、さらには多くの野生生物が急激に絶滅し及び絶滅の危機に瀕するようになったことを話します。こうしたことについて私自身はどれほどのことを知り尽くしているかと指摘されると困りますが、大きくは間違っていないだろうと考えています。

次に大学生に地球と食料について考えてもらうことにしています。「現在生産されている穀物約20億トン/年をすべて人が食料にすると仮定して、どの程度人口を養えるか？」と学生に尋ねてみます。

1日当たりの必要カロリー数、穀物の平均カロリー数によって異なりますが、答えは50～55億人程度と計算されます。穀物の生産量と地球人口の収容能力を単純に計算した限りでは、地球人口は既に限界を超えていることとなります。現在の人口は約61億人で、穀物の他に肉類、水産物、その他の食料によって、全体としては食料が足りているのですが、今世紀の後半には人口が100億人に迫る（中位予測）と予測されています。

「どうなるのだろうか？」と質問を続けてみます。

20世紀初頭の頃の人口が16億人であったことを考えますと、若い人達の将来の見通しを暗いものとさせるような事態は前世紀中に起こったこととなります。20世紀に地球と人口・文明の関係が臨界点に入り、現在臨界状態が続いており、おそらくは21世紀を通して続くのではないのでしょうか。

日本は世界で2番目のGDPの先進国でありながら、国土の約3分の2の森林を維持しています。この森林比率はOECD諸国の中では韓国などの数カ国以外には見られないことで、日本が誇るべきことです。また、日本は野生生物種が豊富であることも特徴です。現在のような経済活動を維持しつつ、森林・多様な野生生物種・生態系と共生できることを実証することは日本の重要な課題だと考えます。

しかし、それが賞賛に値するためには前提条件があります。日本のどんな田舎の村や町であっても、外国の資源に依存し、地球環境に負荷をかけています。燃料、食料、紙・有機材料・金属材料などです。海外のどこかの地域に負担をかけ、最終的には地球環境に負担をかけることで、とりえず経済的な役割と日本の自然・生物生態系を維持したとしても、それだけではあまり自慢できません。日本は地球環境への負荷を減らすことが必要なのです。

日本の公害問題の解決に地方は大きな役割を果たしました。昭和30～50年代前半にかけて、地方の公害対策は国に先行して日本の環境政策のうえで大きな役割を果たしました。しかし、昭和50年代の後半に公害対策が終了と見られた（これは必ずしも正しくはないのですが）頃から、一部を除いた多くの自治体が「環境」への興味を無くしていきました。「地球環境への負荷」のような目先には見えない問題にはあまり深い興味を示さなくなったのです。

地方自治体の関心を再び環境問題に呼び戻すにはどうするのか妙案は浮かばないのですが、真の理解に基づく、首長や地方議会のリーダーシップとそれらを動かす住民の力がリンクすることが基本であると考えます。かつて公害対策に地方が大きな役割を果たしたように、持続可能な社会形成に地方がこぞって知恵を出すことが求められているのではないのでしょうか。

（井上堅太郎 岡山理科大学総合情報学部社会情報学科教授）

取り組む〈取組を助ける〉

住民、事業者、民間団体の自主的な取組を支援する

- 住民、事業者、民間団体に不足している資金、専門知識、ネットワークなどを補い、自主的な取組みを積極的に支援しましょう。
- 経験と知識がある住民、事業者、民間団体は、地域の大きな財産、資源になります。

住民、事業者、民間団体の自主的な活動への支援・誘導

住民、事業者、民間団体の自主的な取組に対して、資金的に助成するだけではなく、情報の提供や指導、人材の紹介など、様々な方法で支援しましょう。支援には、国や都道府県、民間団体、企業などの補助、助成制度も積極的に活用してください。

【事例1】埼玉県綾瀬川 - 綾瀬川みずすまし作戦 -

全国の一級河川水質ランキングで15年連続ワースト1位となった綾瀬川では、流域の自治体が協力して水質改善を目指した取組を進めています。埼玉県は、「綾瀬川みずすまし作戦」として、住民の自主的な取組みと連携して、清掃活動やシンポジウムなどの草の根の浄化活動の支援、推進を進めています。また、生活排水対策として、合併処理浄化槽への補助金の交付も進めています。

参考：「資料編 事例集」

【事例2】滋賀県守山市 ほたるよみがえるまちづくり事業

滋賀県守山市では、住民によるホタル再生の取組をきっかけとして、ほたる条例が制定されました。市は「ほたるのよみがえるまちづくり事業」を進め、住民の取組を支援しています。具体的には、市内の公園に人工河川と研究室を整備して、ゲンジボタルの室内飼育、カワニナの養殖を進めています。

参考：「資料編 事例集 ⑳」

【事例3】中山間地域等直接支払制度の活用

農林水産省の中山間地域等直接支払制度は、中山間地域の5年以上耕作を続ける農業者が集落協定を結び、耕作放棄の防止や多面的機能増進のための取組を進め、農業者へ直接支払いを行う制度です。この制度を利用し、休耕地の水田に水を張ってビオトープとする、畦に草花などの景観作物を作付けるなど、地域の環境保全のための取組を進めている事例も多く見られます。

参考：<http://www.maff.go.jp/soshiki/koukai/chikishinkou/>

<http://www.maff.go.jp/soshiki/koukai/chikishinkou/suisinnzirei.pdf>

さまざまな主体の協力については、「つぎの一步 - それぞれの主体が信頼しあい協力する(パートナーシップ) -、 - 人材・組織を育成する(リーダーを育てる) -、知識・ノウハウを提供・蓄積する 情報の提供・専門的な支援する。」も参考にしてください。

環境に関連する活動へ助成している民間団体の例

財団法人イオン環境財団

<http://www.aeongroup.net/jusco/koho/citizenship/2.html>

〒261-0023 千葉県美浜区中瀬 1 - 5 - 1 イオンタワー

TEL 043-212-6022 FAX 043-212-6815

財団法人昭和シェル石油環境研究助成財団

(<http://www.showa-shell.co.jp/perform/perf02.html>)

〒135-8074 東京都港区台場 2-3-2 台場フロンティアビル

TEL : 03-5531-5593 FAX : 03-5531-5599

財団法人世界自然保護基金ジャパン(World Wide Fund For Nature Japan)

<http://www.wwf.or.jp/>

〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル 6 F

TEL 03-3769-1711 FAX 03-3769-1717

財団法人トヨタ財団

<http://www.toyotafound.or.jp/>

〒163-0437 東京都新宿区西新宿 2 - 1 - 1 新宿三井ビル 3 7 階

TEL03-3344-1701 / FAX03-3342-6911

財団法人日本生命財団

<http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/>

〒541-8501 大阪府中央区今橋 3 - 1 - 7 日本生命今橋ビル 4 F

TEL 06-204-4011 FAX 06-204-0120

財団法人安田火災環境財団

(<http://www.ykef.org/index.html>)

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL03-3349-3204 FAX03-3349-3304

また、財団法人助成財団センターでは、助成、表彰、奨学などを行う財団法人や、その他の法人などの情報を収集、提供しています。<http://www.jfc.or.jp/index.html>

取り組む〈基盤を整える〉

環境と調和した社会基盤

- ミティゲーションの原則などを参考にしながら、また、アセスメント的な手法を取り入れながら環境と調和した社会基盤の整備を進めましょう。
- 社会基盤の整備や管理を進める上では、地域の環境に詳しい住民、事業者、民間団体などと協力して計画をつくるのが大切です。公共が整備した社会基盤であっても、その管理は地域の住民、民間団体にゆだね、少ない費用で、地域住民の要望にあった管理運営を実現している場合もあります。

環境を保全するための整備

環境を保全することを目的とした施設などを整備しても、住民や事業者との調整が不十分であったり、地域のなかでの利活用が難しかったりするにもかかわらず過剰な施設を整備してしまうこともあります。より多くの主体と協力しながら、効果的な施設の整備を進めていきましょう。

【事例1】宮崎県綾町 有機農業の実現のための堆肥化施設の整備

宮崎県綾町は、町あげて有機農業とリサイクルを進めています。町内の生ゴミ、畜産廃棄物、し尿などの処理のために、堆肥化施設を整備しました。生産された堆肥は、地域の有機農業へ取り組む農家や家庭の菜園に利用されています。

参考：<http://www.miyazaki-nw.or.jp/ayatown/recycle.html> 「資料編 事例集」

環境への負荷が小さい社会基盤の整備（ミティゲーション）

「ミティゲーションの五原則」（P36 コラム参照）の考え方などを参考にしながら、環境への負荷がより小さくなるような方法で、施設などの整備を進めましょう。

【事例2】国土交通省の取組 - ミティゲーションに向けた取組 -

国土交通省は、すぐれた自然環境をできるだけ保全し、環境への影響の回避、軽減、解消に努め、次のような取組を行っています。

<取組例>

「多自然型川づくり」「魚がのぼりやすい川づくり」「河川水辺の国勢調査」「自然との調和に配慮した道路整備」「環境ふれあい公園の整備」「都市林の整備」「生態系保全ネットワーク」

参考：「建設白書(平成12年)」

http://www.mlit.go.jp/hakusyo/kensetu/h12_2/h12/html/C2102200.htm

【事例3】農林水産省の取組 - ミティゲーションに向けた取組 -

平成13年6月に土地改良法が改正され、「環境との調和への配慮」が事業の原則とされました。「農業農村整備事業における環境との調和の基本的考え方」が発表され、ミティゲーションの考え方を取り入れた事業が進められるようになりました。

参考：<http://www.maff.go.jp/work/press020111-chouwa.pdf>

環境アセスメント的な手法

環境への負荷が小さい社会基盤の整備を実現するためには、環境アセスメント的な手法が有効です。国の環境影響評価法に義務づけられていない事業や計画について、環境アセスメントを、自治体が独自の条例や要綱、環境配慮指針などに基づいて実施している事例もあります。また、簡易なアセスメントを実施して環境への影響をチェックすることもよいでしょう。

【事例4】神奈川県逗子市 良好な都市環境をつくる条例

自然環境の保全について適正な配慮がなされることをめざし、「良好な都市環境をつくる条例」によって、環境影響評価（環境アセスメント）等の手続その他必要な事項を定めています。開発行為等自然環境に影響を及ぼす土地の区画形質の変更、木竹の伐採または移植、土石の採取などで、面積が500m²以上の規模のものです。住宅などの新築や増築などは対象になりません。

参考：<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kankyo/jorei01.htm>

北村喜宣(2001)「自治体環境行政法第2版」(良書普及会)

さまざまな主体の協力については、「つぎの一步 - それぞれの主体が信頼しあい協力する(パートナーシップ) - 」も参考にしてください。

持続可能な地域づくりと住民参加、パートナーシップ

環境だけではなく、経済、社会の3つをあわせて持続可能な社会を形成するための要素(Triple Bottom Line)といわれています。環境を追求するだけでなく、経済的な要求をみだし、なおかつ福祉なども充実も図ることによって、地域社会全体の幸福度(well-being)の向上をめざすことが、地域づくりにもとめられているのです。そのために注目されているのが、「地域のエンパワーメント」(地域活力の活性化)、その手段としての住民参加、それと一体化したパートナーシップです。パートナーシップとは、過去の行政計画のように行政がすべてを取り仕切って計画を進めていくのではなく、地域の様々な主体(行政をはじめとして、企業や第三セクターなどの事業者、住民、また事業者や住民の団体である商工会や自治会など)が協力しあって、もてる能力を提供しあい、議論しあい、理解し合って地域づくりを進めていこう、というもので、その際の基準が環境、経済、社会ということになります。特に住民は、ある場面では事業を営む者、また事業者に雇用される被雇用者、また行政職員、すべての主体の基盤となる主体でもあります。そういった意味で住民の参加がパートナーシップの基本となります。

この考え方の背景には、地域の自立という問題があり、地域が自立するためには地域の活力を高める必要があります。地域の活力は、環境保全だけを追求しただけで得られるものではなく、当然、雇用なども考慮した施策が必要となります。さらに、地域の活力は、雇用と環境だけでなく、地域内での所得格差や人権侵害などの社会的な問題の存在によってそがれるので、社会的な問題についても考えていく必要があります。

パートナーシップの進め方は必ずしも環境を切り口にしなければならないものではありません。例えば、地域内で安全でおいしい農産物をつくり、それを地域で消費する地産地消の考え方は、経済(雇用)の追求と環境保全の追求の両立をもたらす、地域内での所得格差の低減に寄与します。形だけの住民参加ではなく、広くパートナーシップをキーワードにしてこそ、持続可能な社会が形成されるのです。(青柳みどり 国立環境研究所)

ミティゲーションの五原則

開発行為が生態系や自然環境に悪影響を及ぼす危険性がある時に、その影響を軽減する(最小化する)ために取る手段のことです。アメリカにおいて、ノーネットロス(純損失ゼロ)の原則をもとに構築された考え方では、回避(ある行為を行わないことで影響を避ける)、最小化(行為の実施の程度や規模を制限することで影響の程度を減じる)、修正(修復、再生または回復によって影響を更生する)、軽減(行為期間において保護と管理を行うことで長期的な悪影響を減じ除去する)、代償(代替資源を供給したり、置き換えることにより悪影響を補償する)の5つの段階があり、開発行為自体の見直しや規模の縮小も視野に入れられています。

たとえば、「回避」とは、計画されている開発行為の場所や方法を変更することにより、希少な動植物の保護や身近な動植物の保全のための拠点となる生態系を現況のまま保全する、などの場合で、迂回などによる路線の変更がわかりやすい例です。「軽減」とは、開発行為の期間中に生物の生息環境の確保が困難な場合、一時的に生物を捕獲・移動し、影響を軽減する、などの場合。「代償」とは、開発行為によって消失される生態系について、生物にとってそれと同等の価値をもつ生態系を代替として創出する、などの場合です。どの方法を優先させるのが適切かについては、十分な事前評価をもとに検討しなければなりません。そうした意味で、ミティゲーションのためには、事前の適切な評価と事後のモニタリングが必要です。HEP(Habitat Evaluation Procedure)は、そうした評価の代表的な方法です。1997年に制定された我が国の環境影響評価法(環境アセスメント法)においても、環境保全措置として、回避・低減・代償の考え方が示されています。(井手任 農業環境技術研究所)